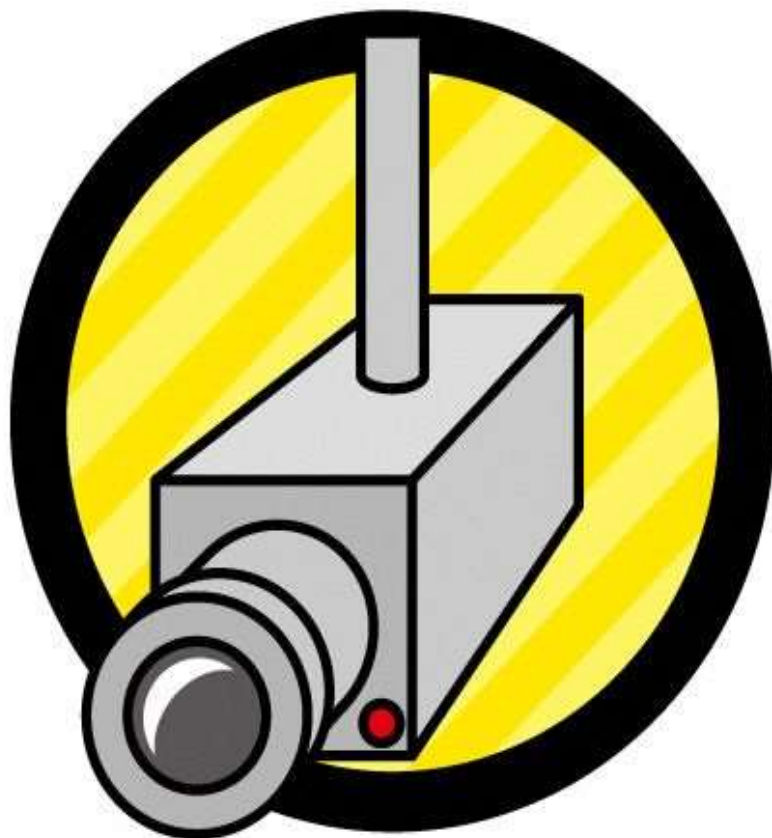


磐田市通学路防犯カメラの設置
及び運用に関するガイドライン



防犯カメラ 作動中

令和4年4月

磐田市

目次

第1章	ガイドライン策定の趣旨	1
第2章	磐田市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン	2
第3章	ガイドラインの解説	5
1	目的	5
2	定義	5
3	管理責任者及び取扱担当者の指定	6
4	通学路防犯カメラ設置の表示	7
5	通学路防犯カメラの設置及び運用の制限	9
6	画像データ等の保存・取扱い	10
7	画像データ等の外部提供	12
8	苦情等の処理	15
9	通学路防犯カメラの設置及び運用に関する規程	18
10	提出書類	21
11	その他	23

第1章 ガイドライン策定の趣旨

犯罪を未然に防止するためには、何より地域全体で取り組むことが大切です。

磐田市は、平成23年3月に制定した『防犯まちづくり条例』で「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念を掲げ、地域が一体となった防犯活動を推進し、多くの地区で防犯パトロールを始めとした積極的な見守り活動が行われるようになりました。

この見守り活動は効果的な防犯活動ですが、一方で令和元年に川崎市で通学中の児童が殺傷された痛ましい事件が発生するなど、更なる対策が必要になってきました。このような通学中の痛ましい事件を起こさせないためにも、この環境の変化を踏まえて本市は、地域の「人の目」による防犯活動を補う取り組みとして、「機械の目」である地域の防犯カメラ設置を対象とした新たな補助制度を令和4年度からスタートすることとしました。

このガイドラインは、自治会や地域づくり協議会が通学路に設置する防犯カメラに必要な事項を取りまとめたもので、カメラ設置に際して必要となるプライバシー保護の観点からの配慮事項を明示しています。

防犯カメラの設置が適切に行われ、更なる防犯効果を発揮することで、子供たちが安心して通学できる環境が構築されることを期待するものです。

令和4年3月 地域づくり応援課

第2章 磐田市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、通学路防犯カメラによる犯罪防止の有効性と、自己の容貌や行動等をみだりに撮影されない個人のプライバシーの保護との調和を図ることをもって通学路防犯カメラを設置する又は運用する者の適切な管理及び運用を推進することを目的とする。

2 定義

(1) 通学路防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、磐田警察署から適切な撮影方向や撮影範囲等についての指導及び助言を受けたうえで通学路に向けて継続的に設置し撮影するビデオカメラ

(2) 画像データ

通学路防犯カメラにより撮影され又は記録された、モニター等を介して視認することができる電磁的データであって、それによって、特定の個人若しくは物を識別することができるもの

(3) 設置者

自治会又は地域づくり協議会

3 管理責任者及び取扱担当者の指定

設置者は、通学路防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

また、必要であると判断する場合、通学路防犯カメラ及びそのモニター、録画装置、付属機器等の操作を行う取扱担当者を指定する。

4 通学路防犯カメラ設置の表示

通学路防犯カメラを設置するにあたっては、設置箇所周辺の見やすい場所に、通学路防犯カメラが設置されている旨や設置者名及びその連絡先等を分かりやすく表示する。

5 通学路防犯カメラの設置及び運用の制限

通学路防犯カメラを設置するにあたっては、犯罪の防止効果を高めるとともに不要な個人の画像の取得を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最低限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影をしてはならない。

6 画像データ等の保存・取扱い

(1) 操作

管理責任者及び取扱担当者以外の者は、当該機器の操作をしてはならない。

(2) 秘密保持

管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの画像から知り得た市民の情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(3) 画像データ等の保存期間

画像データ等の漏えい、消失、毀損、流出及び改ざん等を防止し安全に運用するため、保存期間は概ね1か月以内で必要な期間を定め、不必要な画像データの保存をしてはならない。

(4) 画像データ等の厳重な管理

通学路防犯カメラのモニターや録画装置、画像データ等を記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、SDカード、ハードディスク等）や記録用のパソコン等については、管理責任者及び取扱担当者があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、外部への持ち出し及び加工、画像の複写等をしてはならない。

(5) 画像データ等の消去

保存期間が終了した画像データ等は、直ちに消去又は上書きにより消去する。また、記録媒体等を破棄する場合は、画像データ等の漏えい、消失、毀損、流失及び改ざん等の防止のため、物理的に読み取りが行えないよう、破碎、裁断等の処置を行う。

7 画像データ等の外部提供

管理責任者及び取扱担当者は、画像データ等を、犯罪防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。また、次に掲げる場合において、画像データ等を第三者に提供ため、管理責任者及び取扱担当者が画像データ等を検索したときは、検索簿にその旨を記録しなければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 警察等捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合

※ただし、捜査機関が画像の提出を求める時は、文書（捜査関係事項照会書等）による。

(3) 人の生命、身体、又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合

※ただし、画像データの保存期間内であることとし、なおかつ画像が、容姿の特徴等から本人と明らかに認められる場合であって、同時に撮影された第三者の画像については除去した後に提供する。

8 苦情等の処理

管理責任者及び取扱担当者は、当該通学路防犯カメラの設置、運用に関する苦情や問合せを受けた時は、誠実かつ迅速な対応に努める。

9 通学路防犯カメラの設置及び運用に関する規程

設置者は、このガイドラインが示す基準を守って通学路防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置や運用に関する規程（以下「管理規程」という。）を策定するとともに、管理規程が遵守されるよう、管理責任者や取扱担当者に対する周知徹底を図る。

10 提出書類

磐田市通学路防犯カメラ設置事業費補助金の交付を受けようとする自治会等は交付要綱第5条で定める書類のほか、住民合意を得た方法が確認できる書類を市へ提出する。

11 その他

通学路防犯カメラの管理業務を事業者へ委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した管理、管理規程を徹底させる。

第3章 ガイドラインの解説

1 目的

- (1) 通学路防犯カメラ（以下「カメラ」という。）は、人の目による防犯を補完する手段として、その有効性は認められているところですが、カメラの設置や画像の取扱いにあたっては、カメラを設置し運用するすべての人が、被写体となる不特定多数の個人のプライバシーを侵害することのないよう十分に配慮する必要があります。
- (2) このガイドラインは、個人情報画像を取得する可能性のあるカメラについて、プライバシーの保護に配慮した設置及び管理運用を徹底するため、個人情報である画像の取扱いに係る基本的な事項を「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）など関係法令の規程を踏まえて定めています。
- (3) このガイドラインで規定する事項の適用範囲は、通学路に向けてカメラを設置しようとする者が設置又は運用するカメラです。
- (4) カメラにより撮影し記録された画像に含まれる特定の個人を識別することができる画像は、法第2条第1項に規定する「個人情報」に該当するため、このガイドラインの規定に基づき適正に処理しなければなりません。

2 定義

- (1) 通学路防犯カメラとは
このガイドラインでは、次の①～③の要件すべてに該当するカメラをいいます。
 - ① 直接的に犯罪の防止を目的とするカメラのほか、犯罪の防止を副次的目的（通行者や利用者への安心感の醸成や地域住民の防犯意識の高揚等を主目的）とするカメラ
 - ② 磐田警察署から適切な撮影方向や撮影範囲等についての指導を受けたうえで特定の場所に継続的に設置されるカメラ
 - ③ 特定の個人若しくは物が識別できる画像記録機能を有するカメラ
- (2) 画像データ等とは
このガイドラインでは、次の①、②の要件を満たすものをいいます。
 - ① カメラにより撮影又は記録され、モニター等を通して視認することができる電磁的データ
※電磁的データ：人の知覚では認識できない方式（電子・磁気など）で作られる記録で、電子計算機による情報処理に使われるもの（刑法第7条の2）
 - ② 記録された個人が誰であるか、又は物が何であるかを認識できる画像
- (3) Q&A
Q. 学校の防犯カメラはこのガイドラインの対象となる通学路防犯カメラになるのか。
A. ガイドラインでは、「不特定多数の者が自由に利用又は通行できる場所」に向けて設置されるカメラを対象としています。したがって、学校の建物を含む敷地内に向けて設置されるカメラはこのガイドラインの対象にはなりません。（学校管理者等が定める規程や県ガイドラインによる。）ただし、学校の敷地内から通学路に向けて設置されるカメラについては対象となります。

- Q. 特定の場所に継続的に設置されるカメラとは、どのようなカメラをいうのか。
- A. ガイドラインでは、特定の場所に継続的に設置されているカメラのみを対象とし、携帯型のビデオカメラやデジタルカメラあるいは可搬式や車載式のカメラ等については、被写体となる個人が撮影行為の存在やその目的、用途等を容易に認識することが可能である場合が多いため、基本的、共通的な措置を定めたこのガイドラインの対象とはせず、個人情報保護に関する法律に基づき個別に判断します。
なお、継続的に設置される期間については、耐用年数を考慮し少なくとも概ね5年を基準とします。
- Q. 通学路の判断基準はなにか。
- A. 通学路は、学校が小学生又は中学生の通学に認めている道路です。高校には通学路がないため、このガイドラインの対象外となります。

3 管理責任者及び取扱担当者の指定

(1) 管理責任者について

カメラの設置及び運用を適正に行うため、カメラの設置者は、設置及び運用に責任を持つ「管理責任者」を指定します。

管理責任者の仕事としては、カメラの適正管理を行うために、このガイドラインでは、次の①～⑤に掲げる内容が該当します。

- ① カメラ設置の表示に関する事
- ② カメラの設置箇所及び撮影範囲に関する事
- ③ 画像データ等の保存・取扱いに関する事
- ④ 画像データ等の外部提供に関する事
- ⑤ 苦情等の処理に関する事

(2) 取扱担当者について

管理責任者の業務の補助者として、カメラ、画像表示装置又は録画装置の操作を行うことのできる「取扱担当者」を指定することができます。

取扱担当者の仕事としてはカメラの適正運用を行うために、このガイドラインでは主に次の①～②に掲げる内容が該当します。

- ① 画像データ等の検索、消去及び記録媒体の廃棄
- ② 個人情報画像の安全管理を図るため、録画装置へのアクセス権限を指定できる装置を有する場合は、操作者の指定に合わせてパスワードの設定等のセキュリティ対策を実施するよう努める事

(3) Q&A

Q. 管理責任者はどのような人が対象になるのか。また、どのような責任があるのか。

A. 設置者が地域づくり協議会や自治会であれば、会長や副会長が例として挙げられます。

管理責任者は、上記の「3 管理責任者及び取扱担当者の指定」に掲げる①～⑤に関する事項に対して責任を持つこととなります。

4 通学路防犯カメラ設置の表示

通学路防犯カメラの設置にあたっては、誰もがその容貌をみだりに撮影されない自由を有することに鑑みて、特定の個人を識別できる画像が本人の知らないうちに取得されてしまうこと（いわゆる「隠し撮り」）とならないよう、通学路防犯カメラを設置している旨を分かりやすく表示してください。

(1) 撮影対象区域外

通学路防犯カメラの撮影対象区域内のみならず、撮影対象区域に立ち入る前の場所にも通学路防犯カメラが設置されている旨を表示することにより、被撮影者に対し撮影区域に立ち入らないという選択の機会を与えることになります。

通学路防犯カメラの場合、撮影対象区域外に「通学路防犯カメラ設置中」と表示することは、犯罪企図者が撮影区域を避けることとなり、通学路防犯カメラの効用を低下させるとの考えもありますが、防犯カメラの設置目的は犯罪捜査用カメラと違い犯罪の未然防止にあることから、その目的は十分達成できます。

(2) 設置者名及び連絡先

設置者名の表示については、個人名であれば交代等の度に変更しなければならないことから、〇〇協議会長、〇〇自治会長等の役職名により表示します。また、連絡先については、管理責任者に連絡が取れる電話番号を表示するようにしましょう。

ただし、個人名や電話番号を必ず記載しなければならないということではなく、管理責任者に連絡が取れる記載内容であれば問題ありません。

(3) 容易に認識できる方法

表示をするにあたっては、誰もが見やすいことに配慮し、表示プレート及び文字のサイズ、設置場所等に配慮してください。

(4) 表示の規格

- ①材質：アクリル板等容易に毀損、滅失しない材質を用いる
- ②様式（標準例）：次ページのとおり

連絡先	設置者	通学路防犯カメラ設置中
〇〇一〇〇〇〇〇	〇〇協議会長	

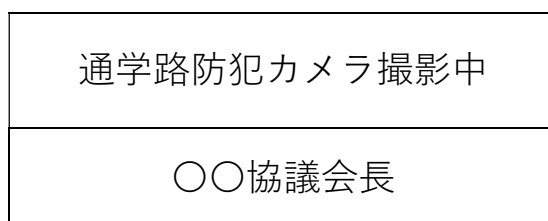
40
センチメートル程度

15センチメートル程度

(5) Q&A

- Q. 協議会又は自治会が、設置者名・連絡先を表示した「設置中」の表示をした場合、いやがらせ等をされる恐れがあり不安。「設置中」の表示は、どこまで記載すればよいか。
- A. ガイドラインでは、「設置者の氏名、その連絡先等を分かりやすく表示する」と定めています。したがって、第三者から見て、カメラを設置した者が誰かが分かり、問合せをしたい場合に連絡が取れる表示であれば、個人名や電話番号まで明記することを求めるものではありません。記載されている連絡先に連絡すれば、設置者等につながるようになっていけば問題ありません。

表示の参考例



5 通学路防犯カメラの設置及び運用の制限

- (1) カメラの設置にあたっては、その目的を明確にします。
磐田市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの5ページ「(1) 通学路防犯カメラとは」に記載のとおり、犯罪の防止を目的にするのか、地域住民の防犯意識を高めることを目的にするのか等を明確にします。
- (2) 設置箇所及び撮影範囲は必要最小限の範囲に限定します。
カメラの設置位置、角度、ズーム等調整を、設置目的に照らして慎重に行い、不必要な個人情報画像の取得は必要最小限にします。また、必要に応じて警察等の関係機関とも協議、相談しながら対応するものとします。
- (3) 遠隔操作等による追跡撮影の禁止
管理責任者または取扱担当者によるモニターを注視しての通行人への追跡行為は、ストーカー事案に該当すると考えられるため、行ってはいけません。
- (4) Q&A
- Q. カメラの設置について、どこに行けば相談に乗ってくれるか。
- A. 防犯設備士のいる事業者やお近くの電気工事事業者、または、静岡県防犯設備士生活安全協議会、中部電力などがあります。
- Q. 設置する場所の明るさの目安について知りたい。
- A. 赤外線照明なしで映し出すことのできる目安は0.5～3ルクス程度です。赤外線照明があれば、0ルクスでも15メートルくらいまでなら十分に撮影することができます。
※参考：月明りは1ルクス程度

6 画像データ等の保存・取扱い

画像データが外部に漏えいすることのないよう、次のとおり慎重な管理を行うこととします。

(1) 操作

誰でも無秩序にカメラ、画像表示装置又は録画装置を操作することができる状態では、個人情報画像の安全管理の徹底を図ることはできません。したがって、当該カメラの設置目的に達成必要な最小限度の人数において、カメラ、画像表示装置又は録画装置の操作を行うことのできる管理責任者及び取扱担当者をあらかじめ指定します。

(2) 画像データ等の保存期間

現在、記録装置はデジタル化が進み、小型・大容量のハードディスクを備え、長時間録画可能な機種が増えていますが、個人情報画像の漏えい等を防止するため、画像の保存期間は、原則として概ね1ヶ月以内で、当該防犯カメラの設置目的を達成する必要最小限の期間とします。

ただし、1ヶ月以内の保存期間では、当該防犯カメラの設置目的が達成できない場合は、例外的措置として、管理責任者が1ヶ月を超えて保存期間を定めることができるものとします。

1ヶ月以内の画像データ保存で当該防犯カメラの設置目的を十分達成できる場合には、保存期間を2週間以内とするなど、その実情に応じて管理責任者が最小限度の期間を定め、管理規程に明示することにより、個人情報画像の安全管理を図るものとします。

(3) 画像データ等の管理

画像表示装置又は録画装置の設置場所については、個人情報画像の漏えいや管理責任者又は取扱担当者以外の者による視聴の防止のため、事務室等の施錠できる室内又は設備の中等において厳重に管理しなければなりません。

また、モニター監視中の画像や再生中の録画データが管理責任者又は取扱担当者以外の者等の目に触れることは、データの流失と同様であるため、管理責任者又は取扱担当者以外の者の立ち入れない場所、あるいは間仕切り等により、管理責任者又は取扱担当者以外の者が見通せない場所に設置します。

ビデオテープ、DVD、外付けハードディスクなどの録画装置本体から独立して取り外すことのできる記録媒体については、施錠できる引き出しやロッカー、保管庫などに保管することにより、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止を図る必要があります。

① 画像表示装置及び録画装置

通学路防犯カメラは、一般的に画像表示装置及び録画装置等の付属機器と一連のシステムを構成しているものです。

※通学路防犯カメラとこれら付属機器の接続方法は有線又は無線を問いませんが、無線の場合はパスワードの設定や暗号化を用いるなど、セキュリティに十分配慮してください。

② 画像表示装置

画像表示装置とは、通学路防犯カメラで撮影している画像を表示し、監視することのできる機能を有する装置です。

③ 録画装置

録画装置とは、ビデオテープ、DVD、外付けハードディスク等の記録媒体に通学路防犯カメラで撮影した画像を記録することができる機能を有する装置です。

④ 画像の複写の禁止

個人情報画像の漏えい等を防止するため、画像データの複写を禁止します。ただし、法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請等、個人情報画像を含む画像データを複写しなければ当該通学路防犯カメラの設置目的を達成できない場合は除外します。

⑤ 画像の加工の禁止

現在のデジタル画像処理技術は、画像上の個人の顔を別人に置き換える等の行為が容易に行える状況にあり、この規程は、意図的に個人画像を改ざんして利用しようとする行為を防止するために設けたものです。

したがって、個人情報画像以外の画像加工を妨げるものではなく、また、個人情報画像の開示に伴い第三者の個人情報画像の削除等を行う行為、法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請行為等については、この規程に該当しません。

⑥ 記録媒体の持ち出しの禁止

個人情報画像の漏えい等を防止するため、画像表示装置又は録画装置の設置場所から記録媒体を持ち出すことを禁止します。ただし、法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請等、当該通学路防犯カメラの設置目的を達成するため、やむを得ず記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所から記録媒体を持ち出す場合には、当該通学路防犯カメラの管理責任者にその旨を申告し、許可を得なければなりません。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは直ちに消去しなければなりません。

① 個人情報画像の消去

定められた保存期間を経過した個人情報画像、あるいは保存期間終了前であっても保存の必要なくなった個人情報画像は、確実かつ速やかに消去しなければなりません。

消去とは、当該個人情報画像を再生できない状態にすることであり、例えばビデオテープでは、上書き録画によって、DVDやハードディスクでは、ファイル削除あるいは初期化等によって前の画像を消去することをいう。

② 記録媒体の廃棄

個人情報画像等の保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、個人情報画像の消去を確実に行った上で、破砕あるいは裁断等の措置を講じます。

ハードディスクへの記録装置をレンタル契約等に基づいて返却する場合は、専用の画像データを完全に消去するツールによって確実に消去した上で、返却しなければなりません。

(5) 秘密の保持

管理責任者及び取扱担当者は、通学路防犯カメラの画像と、画像から知り得た個人に関する情報をみだりに他人に漏らしてはなりません。また、それらを不当な目的のために使用してはなりません。このことは、管理責任者又は取扱担当者でなくなった後においても同様です。

(6) Q&A

Q. 故意に情報を漏らした場合には、どのような犯罪になるのか。

A. このような場合には、個人情報保護法による処罰の前に、プライバシー侵害や肖像権の侵害、名誉毀損や侮辱罪という形で、民法や刑法による処罰の対象となってくるものが想定されます。

- Q. 画像データは、どのくらいの期間、保存しておけばいいのか。
- A. 一般的には、2週間～1ヶ月です。
また、警察等の捜査機関で必要とされるのは、事件発生後10日～2週間程度とされています。

7 画像データ等の外部提供

設置者等が利用目的以外の目的で設置者以外の者へ保有個人情報の提供することに関して制限するとともに、その例外となる場合を定めたものです。

(1) 「提供」とは

個人情報を保有する設置者等が設置者等以外の者にその情報を提供することをいい、捜査機関や裁判所、弁護士会等へ提供する場合がこれに該当します。

(2) 「法令」とは

法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいいます。
なお、国等からの通知、通達、要綱等は、この法令の範囲に含まれません。

(3) 「警察等捜査機関からの要請」とは

警察や検察等の捜査機関が行う捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条の2、弁護士法第23条の2、民事訴訟法第226条）等による依頼があった場合がこれに該当します。捜査機関が、画像の提出を求める時は文書（捜査関係事項照会書等）により依頼します。

(4) 「緊急かつやむを得ないと認められる場合」とは

設置者等が当初予定していない突発的な事態が発生し、事前に本人から収集ができないような場合をいいます。例えば、大きな災害が発生したときに消防署などから要請がある場合や、認知症の高齢者が行方不明になったときなどに、市の職員や警察官から提供の要請がある場合などをいいます。また、やむを得ないか否かについては、守るべき個人の権利利益と本人以外のものから収集した場合に侵害する個人の権利と利益を比較衡量して判断する必要があります。

(5) 「本人の同意」とは

一般的に業務における取扱目的を承知しているとの本人の明確な意思表示が文書又は口頭により確認された場合であって、個人情報の収集等に関しその目的及び内容を本人が承知している状態をいいます。また、設置者等が行う業務によっては、客観的に判断して明らかに本人の同意があると考えられる場合があります。このような場合にまで、全て本人の明確な同意を必要とすると、いたずらに事務の非効率化と繁雑さを増すだけでなく、相手側もその都度意思表示を行う必要性が生じ、無用な負担を強いることとなります。このため、業務の目的、流れ、その客観的事実等から本人の同意の意思が明らかである場合は、本人同意があるものとして取り扱うこととします。

(6) 「本人に提供する場合」とは

本人を識別できる画像を提供する場合は、映っている本人以外のものから同意を得ることが必要です。映っている本人以外のものから同意を得ることができずプライバシー等を保護する必要がある場合には、本人以外のものが判別できない画像を使用する、本人以外のものが判別できないようにモザイクをかける等の措置が必要となります。

- (7) 管理責任者及び取扱担当者が画像データ等を検索したときは、次ページの検索簿を参考に検索内容を記録しなければなりません。

防犯カメラ画像検索簿

画像取扱者	氏 名			
検索年月日	年 月 日 ()			
検索 (提供) 目的	<input type="checkbox"/> 法令に基づく場合 <input type="checkbox"/> 警察等捜査機関からの犯罪捜査の要請を受けたため <input type="checkbox"/> その他 (理由:)			
設置場所				
検索画像	年	月	日	時頃から
	年	月	日	時頃まで
検索結果	<input type="checkbox"/> 検索画像 有 (内容:) <input type="checkbox"/> 検索画像 無 <input type="checkbox"/> その他 (内容:)			
特記事項				
画像提供日	年 月 日 ()			
画像提供方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 記録媒体 ()			
画像返却日	年 月 日 ()			
画像データ破棄	<input type="checkbox"/> シュレッダー <input type="checkbox"/> 裁断 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(8) Q&A

- Q. 地域で事件が起きたから、通学路防犯カメラで調べようということになり、自治会の複数の人間が一緒になって録画画像を見て犯人探しをしてもよいか。
- A. 管理規程に「画像を閲覧できる者は管理責任者や取扱担当者のみとする。」というような定めをした場合には、個人情報保護の観点から、もちろんそれ以外の者が画像を閲覧することはできません。しかし、このような事件が現に発生した場合には、自分たちで犯人探しをするのではなく、警察へ届出をして、警察から改めて設置者等に対して画像提出の要請を文書で依頼してもらい、データを提供するといった方法が望ましいです。
- Q. 通学路は誰でも映る可能性があるが、自分が映っているか確認したいと言ってきた人への対応はどうしたらよいか。事件性がなくても依頼があれば誰でも対応すべきか。
- A. 録画画像の提供は、提供を求める理由を聞き、設置目的に照らして必要性を慎重に判断して依頼に応じるか否かを決める必要があります。

8 苦情等の処理

設置者等における個人情報の取扱いに関する各種の苦情について、設置者等が、誠実かつ迅速な処理に努めなければならないことを定めたものです。

苦情の多くは、設置者等における個人情報の日常的な処理、利用等の過程において発生するものです。寄せられる様々な苦情について、設置者等が誠実かつ迅速に処理することが、設置者等の個人情報の取扱いに関する信頼を確保するために重要なこととなります。

(1) 「苦情」とは

設置者等における個人情報の取扱い全般に関するものであり、苦情の申し出に制限はありません。

(2) 「努めなければならない」とは

設置者等は、必要に応じて調査、検討等を行い、苦情の趣旨、内容に即した解決に努めるということです。

(3) 苦情等が市に寄せられることが想定されます。市が苦情に迅速かつ誠実に対応するため、通学路防犯カメラ設置事業費補助金の交付を受ける自治会等は同補助金交付要綱のとおり、16ページの通学路防犯カメラ人員リストを参考に管理責任者及び取扱担当者等のリストを市へ提出しなければなりません。

(4) 住宅の一部又は全部が撮影範囲内となる場合は、17ページの同意書を参考にその住宅の所有者から同意を受けるとよいでしょう。

通学路防犯カメラ人員リスト

項目	規程内容
設置場所	(記載例) 〇〇町〇〇番地先交差点
設置台数	台
防犯カメラ設置の明示 表示内容	防犯カメラ撮影区域内に 枚設置 (記載例) 防犯カメラ設置中 (実際に明示している表現で記載) 防犯カメラ管理責任者 (役職名等でも可) 連絡先 (電話番号)
画像表示装置の有無	あり・なし
録画装置の種類	(記載例：DVD、SDカード等と記載)
画像データの保存期間	保存期間： 週間 画像データ消去日 (記載例：毎週〇曜日、毎月第3〇曜日等)
管理責任者	役職名 氏 名 連絡先
取扱い担当者	(複数指定可) 役職名 氏 名 連絡先
苦情処理担当者	(管理責任者が兼ねる場合は管理責任者名) 役職名 氏 名 連絡先

同意書

〇〇協議会長（又は自治会長）より依頼のあった、通学路防犯カメラの撮影範囲内に住宅の一部又は全部が入ることについて同意します。

なお、これにより生じた問題については、当事者間で対処するものとします。

令和 年 月 日

住所

氏名

9 通学路防犯カメラの設置及び運用に関する規程

設置者は、地域の防犯活動とプライバシーの保護との調和をとるため、管理規程を策定する。

※「管理規程」の参考例：次ページのとおり

「管理規程」の参考例

〇〇協議会（又は自治会）が設置する通学路防犯カメラの設置及び利用基準
（目的）

第1条 この基準は、〇〇地区（又は自治会）に設置する通学路防犯カメラ（以下「防犯カメラ」）について、〇〇などの犯罪の防止を図ることと、市民の容貌や行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

（防犯カメラの設置の目的）

第2条 本利用基準で定める通学路防犯カメラは、〇〇地区（又は自治会）における小学生、中学生の犯罪被害を抑止するため設置する。

（防犯カメラの設置の概要）

第3条 通学路防犯カメラは、別図の場所に〇〇台設置する。

2 モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	磐田市〇〇
建物等名称	〇〇〇〇

（通学路防犯カメラの設置及び利用）

第4条 通学路防犯カメラの設置及び利用にあたっては、設置目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 通学路防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

- (1) 「通学路防犯カメラ設置中」等の通学路防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者等名及び連絡先

（防犯カメラの管理責任者等の指定）

第5条 協議会長（又は自治会長）は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

- 2 管理責任者は、〇〇〇〇（※地域づくり協議会又は自治会の役職名）とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の聴視等を行う担当取扱者（原則、管理責任者とは別の者）を指定する。
- 4 取扱担当者は、〇〇〇〇（※協議会での役、自治会での役）とする。
- 5 画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱担当者ほか、〇〇〇〇（※必要な者の役職）とする。

（画像の保存及び取扱い）

第6条 協議会長（又は自治会長）、管理責任者及び取扱担当者は、画像の漏えい、滅失、毀損、流出、改ざん等を防止し安全に運用するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
- (2) 画像の記録された媒体は、保護された場所で厳重に管理し、第7条に定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携帯しなければならない。
- (3) 画像の保存期間は、〇〇（※概ね1ヶ月以内の必要最小限の期間を設定）とする。
- (4) 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
- (5) 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 協議会長(又は自治会長)は、画像を第2条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合(ただし、画像の提供を求めるときは文書(捜査関係事項照会書等)による。)

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合(ただし、画像データの保存期間内であることとし、なおかつ画像が、容姿の特徴等から本人と明らかに認められる場合。)

(苦情等の処理)

第8条 苦情や問合せには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(その他)

第9条 協議会長(又は自治会長)は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

2 この基準に記載されていない事項については、「磐田市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

10 提出書類

苦情等を未然に防ぐため、通学路防犯カメラを設置する前に地域住民から合意を受けなければなりません。交付申請をするときは、交付要綱第5条で定める書類のほか、次ページの住民合意形成報告書を参考に住民合意を得た方法が確認できる書類を市へ提出しなければなりません。

※「住民合意形成報告書」の参考例：次ページのとおり

住民合意形成報告書

〇〇協議会（自治会）は、通学路防犯カメラの設置において、下記のとおり地域住民に対し十分に周知を行い合意形成した旨を報告します。

なお、通学路防犯カメラの設置について、地域内で苦情やトラブルが発生した場合については、〇〇協議会（自治会）で対応いたします。

1 住民周知方法

（例）令和〇年〇月〇日、回覧板により通学路防犯カメラの設置について通知し意見聴取

2 回覧数

3 その他

11 その他

(1) 設置者は、運用業務を委託する場合には、委託事業者がこのガイドラインで示した管理、運用規程を遵守させるようにします。

(2) Q&A

Q. 「委託契約書」はどのように作成しますか。

A. 契約書を締結する際には、損害賠償や契約違反に伴う解除条項、また、定めのない事項等に関する協議条項等を盛り込みながら契約書を作成していくことになります。